

協働環境委員会会議録

令和3年3月5日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 15：30

【 案 件 】

1. 議案第46号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設工事）
2. 議案第47号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設（電気設備）工事）
3. 議案第48号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設（給排水衛生設備）工事）
4. 議案第49号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設（空調設備）工事）

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。「議案第46号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設工事）」から「議案第49号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設（空調設備）工事）」までの4件は関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明及びさきの本会議で審査要望のあった件の説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「議案第46号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設工事）」、「議案第47号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設（電気設備）工事）」、「議案第48号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設（給排水衛生設備）工事）」、「議案第49号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設（空調設備）工事）」までの4件につきましては関連がございますので、一括して補足説明をいたします。

「令和3年第2回飯塚市議会定例会議案（その2）」の議案書3ページ、議案第46号、同議案書8ページ、議案第47号、同議案書10ページ、議案第48号、同議案書12ページ、議案第49号までの4件につきましては、一部杭の硬化不良による実施設計の変更等に伴い、契約金額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

議案書3ページをお願いいたします。議案第46号の飯塚市新体育館等建設工事につきましては、原契約金額28億4570万円に6億3800万4400円を増額し、契約金額34億8370万4400円とするものであります。議案書4ページの工事請負変更議案資料をお願いいたします。1の工事名から3の受注者までにつきましては、省略をさせていただき、4の変更概要につきましてご説明いたします。契約金額の変更といたしましては、実施設計等の変更に伴い、6億3800万4400円の増額となっております。また、工期につきましては、現在の工期の令和2年5月28日から令和4年3月28日までを、令和5年3月10日までと延長するものです。

次に、議案書8ページをお願いいたします。議案第47号の飯塚市新体育館等建設（電気設備）工事につきましては、原契約金額4億8214万9800円に548万200円を増額し、契約金額4億8763万円とするものでございます。議案書9ページの工事請負変更議案資料をお願いいたします。1の工事名から3の受注者までにつきましては、省略をさせていただき、4の変更概要につきましてご説明いたします。契約金額の変更といたしましては、工期延長に伴う諸経費の増に伴い、548万200円の増額となっております。また、工期につきましては、現在の工期の令和2年5月28日から令和4年3月28日までを、令和5年3月10日までと延長するものです。

次に、議案書10ページをお願いいたします。議案第48号の飯塚市新体育館等建設（給排水衛生設備）工事につきましては、原契約金額2億3266万1千円に307万2300円

を増額し、契約金額2億3573万3300円とするものでございます。議案書11ページの工事請負変更議案資料をお願いいたします。1の工事名から3の受注者までにつきましては、省略をさせていただき、4の変更概要につきましてご説明いたします。契約金額の変更といたしましては、工期延長に伴う諸経費の増に伴い、307万2300円の増額となっております。また、工期につきましては、現在の工期の令和2年5月28日から令和4年3月28日までを、令和5年3月10日までと延長するものでございます。

次に、議案書12ページをお願いいたします。議案第49号の飯塚市新体育館等建設（空調設備）工事につきましては、原契約金額4億5297万6700円に324万9400円を増額し、契約金額4億5622万6100円とするものでございます。議案書13ページの工事請負変更議案資料をお願いいたします。1の工事名から3の受注者までにつきましては、省略をさせていただき、4の変更概要につきましてご説明いたします。契約金額の変更といたしましては、工期延長に伴う諸経費の増に伴い、324万9400円の増額となっております。また、工期につきましては、現在の工期の令和2年7月27日から令和4年3月28日までを、令和5年3月10日までと延長するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第46号から議案第49号までの補足説明を終わります。

○建築課長

審査要望にございました「全体の杭の硬化調査を行わなかった理由」につきまして、説明をさせていただきます。添付資料の地質状況の断面図、資料2をごらんください。こちらのほうに記しておりますのが、前回、12月16日の協働環境委員会の折にお示しをした資料でございます。まず、建物全体の配置の中で、A-A'断面という部分、こちらがテニスコート側の部分を示しております。こちらのほうで、左側のほうに黒い層、石炭層というのが見えておりますが、こちらに今、石炭層がありまして、それから先が盛土になっているという状況が、これで確認ができます。また、G-G'断面というところが、横に記しておりますが、同様に石炭層がこちらのテニスコート側のほうを中心に、地山のほうにあるという状況が確認できます。こうしたところから、フミン酸は石炭層を中心に、盛土層においても確認され、施工済みの杭で効果不良となっておりますのは、資料1をごらんください。今、ご説明申し上げました石炭層を中心としたところがほぼ全数、盛土層におきましても、この時点では半数以上が存在することが推定されております。建物の地盤改良杭は、建物荷重を支持地盤へ伝達するために、必要な強度を確保した安全な地盤改良杭としなければなりません。このため、施工済みの杭の安全性を担保するために、全ての杭の健全性を調査することは望ましいのですが、全数調査を行うには、費用と調査期間として約2か月、さらに設計期間を要することになりますので、現地調査により多くの不良杭の存在が確認できておりますところから、追加の調査の有効性は低いと考えております。なお、建物位置の移動後において、再利用できる改良杭を確認するための調査は行っております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉松委員

昨日の本会議でも発言がございましたけれども、本体工事費変更の内訳が分かる資料、それから関連工事費変更の内訳が分かる資料、さらに施工箇所にフミン酸が含まれているということが判明するに至るまでの調査資料、以上3つの資料について、資料要求をさせていただきたいと思います。委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま吉松委員から要求がっております資料は提出できますか。

○建築課長

はい、できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま、吉松委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 11

再 開 10 : 11

委員会を再開いたします。資料をサイドボックスに掲載しておりますので、ご確認ください。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

共産党の川上直喜です。今回、新体育館整備事業に関わって、変更契約が4本、議案第46号が建設工事、議案第47号が電気設備、議案第48号が給排水衛生設備、議案第49号が空調設備となっております。それで今回、契約変更でふえる事業費が幾らか、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

4工事の増額合計でございますが、6億4980万6300円となっております。

○川上委員

この額について、市としてはどういうふうに考えておるのか、お尋ねします。

○市民協働部長

新体育館につきましては、多くの協議を重ね、市民の期待に応えながら、今があると思っております。今回、フミン酸という全く予見できなかったことが原因でございますが、先ほど言いましたように事業費も増加してしまい、またオープンが1年も遅れてしまったことに対して、非常に残念に思っております。オープンを楽しみにされていた市民の皆様には申しわけなく思っております。今、私どもとしては一番重要なことは、早く工事を再開し、工事中止にかかる費用を少しでも圧縮して、少しでも事業の軽減と一日でも早いオープンを目指して、作業を進めていくということが、今私たちに課せられた責任というふうに考えております。

○川上委員

市民の立場から言えば、そういう反省のない答弁は聞き苦しい。市長はどういうふうにお考えですか。

○市長

市民協働部長と同じであります。全く予見ができなかったことが原因であります。事業費の問題、それから工期の問題等で、市民の皆さんにご迷惑をおかけすることを大変申しわけなく思っているところでございます。

○川上委員

この約7億円の工事費の増高について、この数字について、どう思っていますか。

○市民協働部長

今回の数字につきましては、もちろん工事を中止してしまったこと、それから最終的に工期が1年延長になってしまった分、それから杭の是正工事をしていくための増額になった費用、そういう合計の費用ということでございます。ただ、これにつきましては、先ほども言いましたように、全く予見ができなかったこととはいえ、非常に多額の費用がかかってしまったということに対して、非常に残念に思っております。

○川上委員

今後、税収の見通しはどうなっているんですか、飯塚市は。

○委員長

川上委員、本件についての質疑をお願いします。変更契約についての質疑をお願いします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

税収がふえるんですか。

○委員長

川上委員、本件についての質疑をお願いします。

○川上委員

減るでしょう。この7億円は、財源は何ですか。誰が負担するんですか。どういう形で。

○健幸・スポーツ課長

今回の体育館の整備につきましては、2つの財源を確保いたしております。1つが社会資本整備総合交付金、それともう一つは公共施設等適正管理推進事業債、この2つで事業費を賄う予定であります。

○川上委員

市民も重大な関心を持っている案件なので、市民にもよくわかるように答弁してもらいたいですよ。お願いします。

○健幸・スポーツ課長

失礼いたしました。体育館建設工事に伴いまして、今現在の変更契約、ちょっと前の金額でございますが、総事業費としては約53億8千万円の事業費を想定いたしております。このうち、先ほども申しました社会資本整備交付金、これで12億8700万円程度の交付金を予定いたしております。また、公共施設等適正管理推進事業債、これにつきましては36億4800万6千円の予定でございます。そのため一般財源といたしましては、4億4500万円になります。ただし推進事業債につきましては事業費の90%が起債対象になります。そのうちの50%が交付税で戻るということになりますので、利子というものをちょっと除きまして、トータル的一般財源といたしましては、約22億円となります。

○川上委員

総事業費が58億8千万円に増高するというのを、今おっしゃったんですか。

○健幸・スポーツ課長

はい、そうです。

○川上委員

そのうち一般財源は幾らと言われたんですかね。

○健幸・スポーツ課長

最初に必要な金額としては4億4500万円程度でございます。

○健幸・スポーツ課長

最初が4億4500万円なら、後でというのがあるんでしょう。後でとはどういう意味ですか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど申しました公共施設等適正管理推進事業債、これについて事業費の90%について起債を行います。そのうちの半分、90%の半分が後年度に交付税で措置がされるということになります。ですので最初に必要になる分が、社交金の分を除いた90%の残りの10%、これが4億4500万円になります。それと先ほど言いました適正管理債の90%のうちの50%が交付税で戻りますけれども、50%については返していくことになりますので、それを合わせると約22億円になるということでございます。

○川上委員

今言われたのは、こういうことですかね。飯塚市が借金します。市長名で借金します。国が

ら来る地方交付税、仕送りの中に、返済分の一部を送るから、それを使ってくださいねというシステムですよということを言っているんですね。それで全体として、市の財政の中から22億円出しますよということを言ったわけですかね。そういう理解でいいですか。

○健幸・スポーツ課長

基本的にはそういう考えでございます。ただし当然、借金については利息等々がございますので、今申した数字については、利息というものはちょっとカウントいたしておりません。

○川上委員

利息のカウントをしていないというのは、どういう理由ですか。

○健幸・スポーツ課長

まず起債をするに当たって、そのときの利息がございます。それが確定いたしておりません。また、その後に利息についても変動がございますので、今のところカウントをしていないという状況でございます。

○川上委員

では片峯市長、利息が幾らかわからないお金を借りようとしてるわけですか、飯塚市は。

○市民協働部長

今の説明につきましては、わからないというか、実際に借りるときに何%で借りるのかというのが不明だから、その不明な数字を今ここで答弁するのはできないということで、そういう答弁をさせていただいたということでございますので、はっきり何%、2%とか3%とかわかった段階では、お示しできるということで考えております。

○川上委員

どこから借り入れるか、入札するんですかね。しないんですか。

○市民協働部長

申しわけございません。今現状ちょっと、確認できておりませんので、今答えることはできません。

○川上委員

いつ答えられるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:23

再 開 10:24

委員会を再開いたします。

○川上委員

今、このありさまは、市民がごらんになっているところだと思います。担当課が責任を持って利息の問題について答弁できないありさまだということは、今、市民が見ていると思いますけれど、利息について見通しは持っているでしょう。最大このくらい、低ければこのくらいという見通しを持っているでしょう。それを聞かせてください。

○委員長

川上委員、別の質疑をお願いします。まだわかっていないみたいです。

○川上委員

片峯市長はわからないの。ちょっと、笑顔でおる場面ではないでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:25

再 開 10:25

○委員長

委員会を再開いたします。

○川上委員

ちょっとまた戻るかもしれないけど、健幸・スポーツ課長は、総額、総事業費、今度ふえて幾らになるか、53億8千万円ですよ。その財源手当てについての説明をしていただいたんですけど、この約7億円についての財源手当てはどうなっておるか、実は先ほど聞いたつもりだったんですね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:26

再 開 10:28

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

7億円の増額に対しましては、公共施設等適正管理推進事業債のほうで3億1500万円程度の対象になります。

○川上委員

そうすると半分は借金しますという言い方なんですね。7億円のうち、ほぼ半分は借金です。新たに借金をすると。それも利息がつくんでしょう。それは利息がつかないんですか。

○健幸・スポーツ課長

すみません、私の説明がちょっと悪かったようです。7億円に対しまして6億3千万円程度、これが起債の対象になります。そのうちの半分、今申した3億1500万円が交付税措置がされる金額ということになります。ですので、その残額分、これが市の負担ということになります。

○川上委員

7億円から6億幾らを引いた残りが市の負担ということをおっしゃったんですか。

○健幸・スポーツ課長

7億円の増額分に対して、起債となりますのが6億3千万円分が起債対象になります。そのうちの半分の3億1500万円程度、こちらのほうが交付税措置がされるということになりますので、残りの3億8500万円程度、こちらのほうが市の負担ということになります。そして、先ほど申しました6億3千万円に対して利子がつくということになります。

○川上委員

では先ほどのその利子のこともあるので、先ほど総額に、総事業費との関係の利息の話も答弁できる状態ですかね。

○市民協働部長

申しわけございません。質問の確認でございますが、先ほどちょっと答弁できませんでしたので申しわけございませんでした。今、ご質問の部分ではちょっと反対に質問するというような形で申しわけございませんが、公共施設を整備するときに地方債を借ります。その借りるときのいわゆる大まかな手順、どういうふうな手順で借りていくのかというようなご質問だったと思いますので、それについてちょっと今から調べさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○川上委員

莫大な借金、借金の塊の体育館をつくらうとしているんでしょう、基本的に。借金が主要な財源じゃないですか。その借金の仕方について、今勉強しているという答弁をしたんですか。市民協働部長。そういう答弁なんですか、今の。

○市民協働部長

勉強しているということではございませんが、質問の趣旨の確認でございます、そういう

地方債を発行するときの大まかな手順ということをご質問されたということによろしいでしょうかと、逆質問になって申しわけないのですが、そういうことでございます。

○川上委員

そういうのは聞く必要がないでしょう、議会の側から。今言ったのは、利息について聞いているわけでしょう、さっきから。総事業費に関わる関係の利息はどうなっているのかと。そうしたら答弁できませんと。で、財政担当が来たから、今の7億円の分も含めて答弁できるかと思って聞いたわけですよ。利息はどうなるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:32

再 開 10:45

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

今回の増額に伴いまして、7億円の増額になっております。こちらのほうについて起債を行った際、その際の利息でございますが、今のところ想定でございます。地方公共団体金融機構のほうに借り入れをする予定でございます。その際、25年の償還、そして金利が0.3%ということになります。それで計算をいたしますと、利息分としては2780万円、こちらのほうが利息になります。なお、この利息につきましても交付税の措置がされますので、実質、市の負担としましては、利息に対してでございますが、1500万円程度になろうかと思っております。

○川上委員

総事業費のほうはどうですか。

○健幸・スポーツ課長

こちらのほうも同様の計算をいたした場合でございますが、借り入れを35億円で計算したときに、利息分としては1億3900万円程度が利息ということになります。

○川上委員

その場合の利率は。

○健幸・スポーツ課長

同様に0.3%で計算をいたしております。

○川上委員

それは相手と話をしての話なんですか。こちらで思っているだけなんですか。

○健幸・スポーツ課長

今のところ想定でございます。

○川上委員

片峯市長、我々は議会で市の事業をチェックするとき、一般財源の持ち出しがどうかということをよく言うけど、補助金だとか、今回の場合は元利償還についての地方交付税措置ということなただけけれど、地方交付税の財源は何なんですかね。

○健幸・スポーツ課長

国費になりますので、いろんな国民含めて、いろんな税金の中から地方交付税が創出されると思っております。

○川上委員

そうなんですか。地方交付税の財源は何ですか。

○委員長

川上委員、本件の質疑をお願いいたします。

○川上委員

本件の質問じゃない。増高分に関する財源手当について聞いているじゃない。その財源手当としては借金で、その借金は国から一定部分について地方交付税として措置があるというわけですから、地方交付税の財源は何かと聞いているわけですよ。

○佐藤委員

予算は総務委員会で、そして前回の議会で審議されたと思っておりますので、これはあくまでも契約議案の案件ですので、そのように議事を進めていただくよう要望いたします。

○委員長

川上委員、ほかの質疑をお願いいたします。

○川上委員

答えられないということを確認しておきます。地方交付税の財源が何かを知らないで、あなた方は、国から来る金はもらえるだけもらいましょうと、そういう態度で、この体育館をつくらうとしているということが、今、見え隠れしておるんだろうと思います。それで、「議案第49号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設（空調設備）工事）」ですよ。原契約はいつですか。

○建築課長

令和2年7月27日になっております。

○川上委員

入札はいつですか。

○契約課長

入札日は令和2年7月7日となっております。

○川上委員

それでは議案第46号の建設工事、47号の電気設備、48号の給排水衛生設備、それぞれについては、入札はいつになっていますか。

○契約課長

まず電気設備工事につきましては、令和2年5月14日、給排水衛生設備工事につきましても、同様に令和2年5月14日となっております。建設工事につきましても同様に令和2年5月14日となっております。

○川上委員

空調設備だけ7月7日と、ほぼ2カ月後になっているのは、どういう事情ですか。

○委員長

川上委員、変更契約の件について質疑をお願いいたします。

○契約課長

これにつきましては、空調設備工事については談合情報等がございまして、調査等を行った結果、この入札だけが遅くなったというような事情でございます。

○川上委員

7月7日のこの49号ですよ、原契約の入札結果を教えてください。

○契約課長

入札の結果でございますが、予定価格4億4760万6千円、最低制限価格4億1179万7千円に対しまして、2者の応札が行われております。いずれも最低制限価格によります応札がなされ、くじ引きにより、原契約の相手方でございます筑豊冷機・内山空調特定建設工事共同企業体が落札をいたしております。

○川上委員

5月14日予定のものを中止したのはいつですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:54

再開 10:55

委員会を再開いたします。

○契約課長

入札の予定をしておりました5月14日の前日に、飯塚市のほうに談合情報が寄せられましたので、5月14日に中止することを、入札参加者に対して延期する旨を電話連絡をしたというような状況でございます。

○川上委員

くじ引きで落札した筑豊冷機・内山空調特定建設工事共同企業体ということなんですけれど、この関係者と市役所以外で会ったことはないですか。

○委員長

川上委員、本件についての質疑をお願いいたします。契約変更についての。お願いします。川上委員、変更契約についての、本議案についての質疑をお願いいたします。

○川上委員

あなたね、議案書読んだでしょう。議案書にさ、原契約金額幾らって書いとるじゃない。議案書に基づく質問ですよ。委員長が止めるのはおかしい。

○委員長

川上委員、ほかの質疑をお願いいたします。

○川上委員

議案書に原契約の金額書いてあるじゃないですか。

○委員長

ほかの質疑をお願いいたします。

○川上委員

何で公明党の委員長は、これ妨害するんだ質問を。

○委員長

関係ないじゃないですか。ほかの質疑をお願いします。ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）暫時休憩いたします。

休憩 10:57

再開 10:59

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

この筑豊冷機・内山空調特定建設工事共同企業体と、この間に、今回の変更契約上程までに市役所以外で会ったことがないのか、どのくらい会ったのかお尋ねしているわけです。

○契約課長

市役所以外でというか、お会いしたことはございません。

○川上委員

誰が、何で契約課長が答弁するわけ。何で契約課長が答弁するの。今回のことは、談合情報があって、不調になったんでしょう。総務部長が、この調査の中心人物でしょうもん。だから、総務部長が課長を連れて一緒に調査に当たるでしょう。そういう流れの中で聞いているんだから、何で契約課長だけが答弁するわけ。

○総務部長

私のほうもそういった形で接触したことはございません。

○川上委員

この49号の今回の増高額があるんだけど、これのふえた分の数字の意味を教えてください。

○建築課長

資料要求があつておりますものの内容になりますので、これに関しましては、工期延長に伴う増額分、共通仮設費、現場管理費、一般管理費になっております。

○川上委員

どれを見たらいいんですか。

○建築課長

今回、資料要求がございました「飯塚市新体育館等建設工事の契約金額の増減額」の内訳のほうに記載しております。

○川上委員

これではわからないでしょう。結果しか書いてないじゃない。こんなものは本会議で小幡議員が求めたもの、全然こんな要求していないでしょう。この内訳をみんな知りたいわけですよ。この数字の根拠が、これとこれとこれとこれを足したらこれになりますという数字があるでしょう。それを言ってください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:03

再 開 11:04

委員会を再開いたします。

○建築課長

空調工事の工期延長に伴う増額分の内訳、諸経費ですが、まず、共通仮設費がございまして。現場管理費、一般管理費がございまして。それぞれ共通仮設費として14万5千円、現場管理費289万9400円、一般管理費20万5千円の合計324万9400円で税込みになっております。

○川上委員

議案第46号の建設工事ですけれど、原契約は5月14日入札結果に基づくものでしょう。それで、この5月14日の入札に至る経過を、ちょっと再確認しておこうと思うんだけど、答弁を求めます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:06

再 開 11:07

委員会を再開いたします。

○契約課長

本体工事につきましては、令和2年4月3日に公告を行いまして、5月14日に入札を執行いたしております。

○川上委員

入札方法は。

○契約課長

総合評価落札方式となっております。

○川上委員

今回、14日の入札結果をお尋ねします。

○契約課長

入札結果でございますが、まず予定価格27億8370万1千円、低入札調査基準価格25億6100万4千円。失格基準価格25億2258万9千円に対しまして、3企業体からの参加申請がございましたが、1者辞退となり、2者での応札となっております。まず、東

洋・赤尾組特定建設工事共同企業体26億4200万円、安藤・間・九特興業特定工事共同企業体25億8700万円で、総合評価で評価値を算出したしまして、技術評価点118.4で、安藤・間・九特興業特定建設工事企業体が落札をいたしております。

○川上委員

安藤・間——、何と言ったんですかね。

○契約課長

失礼いたしました。安藤・間・九特興業特定建設工事共同企業体となっております。

○川上委員

3者ですか。2者でしょう。この表記だと3者のように見えるけれど、安藤と間と九特興業と、中黒で並列しているじゃないですか。1貫して。これは、こういうことでもいいんですかね。

○契約課長

株式会社安藤・間と九特興業となっております。

○川上委員

だから議案書の書き方はそれでよいのかという問題意識なんだけれど、そういうことでもいいんですかね。

○契約課長

正式名称がそのようになっています。

○川上委員

落札率は幾つになりますか。

○契約課長

落札率92.93%となっております。

○川上委員

そのとおりですね。それで、今回の増高額の内訳を、先ほどと同じように、少し丁寧に答弁してもらえますか。

○建築課長

まず、こちらのちょっと資料のほうでご説明いたします。6億3800万4400円の内訳ですが、地盤改良杭、もともと予定しておりました分の減工といたしまして、3562万4千円、これは未施工の部分のものになっております。杭工事、これは変更工法による新たな杭を施工する金額でございますが、4億8732万7千円となっております。また今回の工事に伴いまして、既存杭の撤去や土砂の処分がございますので、そういったもの諸々で産業廃棄物等の処分費といたしまして、1947万1千円となっております。次に諸経費、先ほどの共通仮設費、現場管理費、一般管理費等でございますが、合計で1億6683万400円となっております。なお、こちらの諸経費の内訳でございますが、その他共通仮設費と仮設費の積み上げで、合計4611万9700円となっております。次に、現場管理費が5867万6200円でございます。一般管理費が4321万6800円、中止期間中の経費といたしまして、こちらが1881万7700円となっております。

○川上委員

杭工事が4億8732万円余ということになっているんだけど、この内訳はないですか。

○建築課長

金額のほうは、こちらのほうちょっと個明細のほうになりますので差し控えさせていただきますんですが、工事の内容といたしましては、改良杭を一旦破碎しまして、外に戻す関係のもの、また、それをコンクリートのほうに打ちかえる工事、またそれに伴う機械等の組み立て、解体、運搬費等、また、その杭の施工に当たりまして、表層の仮設の地盤の改善を行う費用、それに加えましてラップルコンクリート等の工事費用が含まれております。

○川上委員

片峯市長、なぜ答弁をしないのでしょうかね。何を控えると言ったの。なぜ控えると言ったんですかね、答弁を。どういう理由で答弁を拒否するんですか。

○建築課長

単価の明細のほうになりますので、それにつきましては非公開としておりますので、内容のものの説明にとどめさせていただきたいと思います。

○川上委員

何で担当書記が建築課長に答弁を指導するわけ。何て言ったの、あんた今。

○委員長

川上委員、質疑をお願いいたします。

○川上委員

何か言いよったやん。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:17

再 開 11:20

委員会を再開いたします。

○川上委員

新体育館問題をめぐっては、もう5年もやっているでしょう。この過程で、妙な馴れ合い、こういうものをやっているは大変なことになる。緊張感を持ってやっておらんと市民に責任を負えないでしょう。それで、今、建築課長が工事内容、こういう工事をするんですよというふうに言ったんだけど、その総額は言えるでしょう。単価を聞いているわけではないじゃない。

○建築課長

そういったものの総額が4億8732万7千円になっております。

○川上委員

だから、そういったものという工事があるのかな。先ほどあなたが言った工事があるじゃない。それぞれについての内訳を聞いているわけですよ。単価が出てくるわけじゃない。なぜ答弁しないんだ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:22

再 開 11:41

委員会を再開いたします。

○建築課長

内訳のほう、今、整理しておりますので、いましばらくちょっと時間をいただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口議員

すみません。資料要求をお願いしたいと思っております。まず1点目が工程表について、基礎工事部分だけで結構ですので、当初の工程表、それとフミン酸が出てきて、それから後、変更後があるかと思うのですが、その変更後の工程表をお願いいたします。それと、当初発注前にボーリング調査をしているかと思っておりますので、それに関する資料。そして杭の不良が発生して、147本検査があったという話が出ておりました。そこにかかるボーリングであったりとか、エンパソル調査というやつをやったというお話がございました。それに関する資料。そして、この部分に関して麻生セメントでも調査をしていただいているという部分。それとあと安

藤・間のほうから、応用地質のほうへ土壌調査をお願いしたというお話がございました。それに関する資料。あと多分、途中途中で設計強度が出ているかどうか、テストピースとかを取って検査をされるんだと思います。それに関する試験結果の資料。それとあとフミン酸が1%以上あればコンクリート生成に阻害するというお話が総務委員会のほうであっております。それに関して何らかの報告書もしくは文献がありましたら、そちらを出していただきたい。それと、あと工法選択、今回こういった工法をするんだけど、それを選択するに当たって比較検討した資料がもしございましたら、お願いしたいと思っております。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求があっております資料は提出できますか。

○建築課長

再度、ちょっと資料の確認をさせていただいて、できるものは対応をちょっととらせていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。でき次第、出させたいと思いますので。暫時休憩いたします。

休 憩 11 : 45

再 開 13 : 00

委員会を再開いたします。

○建築課長

失礼いたしました。先ほどの工事費の内訳の分でご説明させていただきます。杭工事の、先ほど私が申しました幾つかの項目の金額ですが、杭破碎を行いまして、真砂土にして埋め戻す費用として、5503万6千円かかります。また杭を破碎しまして、コンクリートに置き換える工事といたしまして3億6372万1千円かかっております。そして、その他の部分で杭等の処理とか、機械の組み立て・解体等を含めまして、こういったものが2633万円になっております。またラップルコンクリート、直接工事基礎に行います部分につきまして4224万円になっております。この合計が4億8732万7千円になっております。失礼いたしました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

長い休憩時間中に計算した数字が、その数字ということですか。

○建築課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

杭工事に関わる説明がありましたけれど、せっかく作ったのに、壊すのにかかる費用は幾らになるんですか。

○建築課長

5503万6千円になっております。

○川上委員

新たにつくるのが3億7千万円余ということになるんですね。杭工事の増高は何%ぐらいになるんですかね、これは。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:04

再 開 13:09

委員会を再開いたします。

○建築課長

当初の杭工事の費用と比較しますと、約4倍の金額になっております。

○川上委員

建築工事全体で言えば、増高の割合は22%ぐらいでしょう。4倍ということは400%ということですね。それで、今回の基礎工事の失敗について、今どういうお考えか。先ほどは想定外だったと、フミン酸が。これは仕方ない基礎工事の失敗ということになるんですかね。

○建築課長

申しわけございません。あくまでも想定外の地盤の状況ですので、今回、その所見に関しましては、私どもも発見することができませんでした。

○川上委員

この提出資料との関係で言えば、こんなに赤印がついているのに、発見することはできなかったというか、探してないわけでしょう。それで、この市役所本庁の基礎工事でも失敗しましたよね。そのときに何か教訓を学んだのではないんですか、発注者としては。

○建築課長

今回の設計と言いますか、地盤調査の中ではフミン酸という物質自体を含まれるような腐食土層というのが、ボーリングのコアからは、全くそういったものが見受けられませんでした。そのため、今回このような形で増額という形になってしまいましたが、今後の教訓といたしましては、こういった基礎に地盤改良工法を検討する折には、ボーリング調査の地質状況に応じたフミン酸等の土壌分析が必要と考えております。

○川上委員

私が聞いたのは、2017年5月8日オープンのこの本庁舎を工事していったんだけど、そのときに基礎工事が3分の1、壊滅したでしょう。そのときに教訓を引き出していたでしょうと。その教訓は何なのか。今度の体育館建設では、それはどう生かされたのかということ、ちょっと言葉足らずだったけれど聞いたつもりなんですよ。まず本庁舎の基礎工事3分の1が壊滅した件について、教訓を学んでないですか。

○建築課長

本庁舎の折には、支持層が非常に岩盤層が厚くて、杭の施工が非常に困難であったと。そのために削岩機等で、そういった固い地盤を壊して、杭の施工をしなければならなかったということは聞いております。今回の設計に至りましては、できるだけ地盤の状況を確認するために、ボーリング調査に関しましては、箇所数的には行いましたが、土壌の成分の検討にまでは、申しわけありませんが至りませんでした。

○川上委員

気をつけないといけないというのが、教訓やったわけですね。本庁舎のときにどれだけ工事費追加しましたか。そのことを考えれば、気をつけないといけないぐらいの教訓では足りませんよね。こういう借金をベースに仕事をしようとする場合は、合併特例債ですか、こっちは。いつまでに完成させなければならないというようなことがあったりして、受注者と発注者との関係では不思議なことに発注者のほうが立場が弱くなる。できませんと言われたら、借金の関係で姿をつくってしまわないといけない期限に間に合わないわけだから。それで、フミン酸の問題なんですけれど、フミン酸の含まれる土壌の問題について、先ほど見つけられなかったみたいなことを言われるんですけど、フミン酸について、そもそも認識がないというふうにも答えられたんですよね。答えられたことがあるんですよ。これはどっちですかね。フミン

酸だと、セメントが十分に期待値まで強度が来ないということはわかっておいて、フミン酸を探したけどなかったのか。それともフミン酸のそういうその科学的な特性について、全く認識の外だったのか。これは、どちらなんですか。

○建築課長

フミン酸、いわゆる腐食土層に関しましては、そういった腐食土の有機質があれば、セメントの硬化に阻害が発生するという事は存じていましたが、そういったもの自体の痕跡と言いますか、そういうものがボーリング調査の中では発見できませんでしたので、今回、そこに関しましては、調査を行っておりません。

○川上委員

最後の言葉が微妙だったですね。調査を行っていません。認識があったとおっしゃいましたね。それは間違いはないですか。フミン酸の影響、悪さをして、強度が期待できないということについては、認識があったということを確認していいですか。

○都市建設部次長

一般的に土木のほうで基礎工事等をやります。その際に、セメント系固化剤等を使うこともありますので、そのマニュアルの中にはフミン酸があれば、固化に影響するというふうなことは存じ上げております。ただ今までの現場において、ボタ山あるいは炭鉱等の跡地等でも、そういった改良を行ってきましたけれども、そういったことに遭遇と言いますか、そういったケースがなかった。そういうふうなことから、こういったフミン酸があるということについては、想定をしていなかったということでございます。

○川上委員

認識はあったけれど、想定しなかったと。それで最後、建築課長が言ったように調査をしなかったということになるわけですか。

○都市建設部次長

調査しなかったというふうなことですけれども、そういった想定をしていなかったがゆえに、そういったフミン酸の調査を行っていないというのが実情でございます。

○川上委員

あなた方の、それが全てではないと思うけれど、認識不足のために4億円の4分の1で1億円でしょう。それで、1億円でつくって5千万円で壊すんだから、だから1億5千万円を無駄にしたわけよね。この責任については、あなた方が知見は持っておったけれど想定してなかったの、調査をしなかったと。自分の家だったらそんなふうには建てないでしょう。総合評価方式で、東洋・赤尾をしのいで落札した安藤・間というのはプロでしょう。日本を代表する第一級のゼネコンですよ。九特興業はよくわかりませんが。こうしたところが、あなた方と同じレベルだったんですかね、認識は。

○建築課長

そういった認識があったかなかったかというのは、ちょっと私もわかりませんが、ただ今回この現場の中で地盤改良を行う前段といたしまして、現場の土をサンプリングいたしまして、それに配合試験を行っております。その折には、硬化できておりましたので、そこでセメントの配合量等を決めまして、施工に実際当たっております。ただその後、施工がある程度進んだ折に、チェックボーリング等のかけたときに、今回のような事象が発覚したというところでございます。

○川上委員

私の質問は、あなた方が知見は持っているけど想定していなかったの、調査しなかったというのはわかった。でも受注者は、日本を代表するゼネコンでしょう。そこも同じだったのかということを知ったら、建築課長はそれはわかりませんがと言いましたね。なぜわからないんでしょうか。これほどの7億円にも上る負担を市民の肩にのせる立場のあなた方が、本当に全

部市民の肩に載せて良いかどうかについて、真剣に考えれば、つまり責任がどこにどうあるかと考えれば、こっちは認識がなかったんだけど、相手も認識なかったのか、認識を持っておったのか、調査打ち切りとか平気で言うけれど、これは聞いたでしょう、受注者に。どうですかと聞いたでしょう。これによって、賠償の責任範囲が決まっていくじゃないですか。わかっていたのではないですか、わかっていますでしたか。実地調査をしたのは向こうでしょう。あなた方が掘ったわけでもないでしょう。発注者なんだから。なぜこれが7億円が全部市民の借金となって肩に背負わないといけないのか。未来の我々の子どもたちに、その孫たちに、肩に乗せないといけないのか。市民がみんな怒っていますよ。どうなんですか、受注者はどういう認識だったんですか。

○都市建設部長

市のほうの見解については今述べましたけれど、受注者につきましても、今回のような地中にセメントを硬化させないようなフミン酸があるということについては、認識をしておりました。ここについては筑豊管内で、そういうふうな事例があるかということ、国土交通省とか福岡県とかいろいろなところに問い合わせましたけれど、先ほど次長も述べましたように、石炭層、ボタでも今まで出てきておりませんし、筑豊管内とかでもそういうふうな事例はないということで、想定はしておりました。

○川上委員

想定の問題ではないでしょう。ここは筑豊炭田ですよ。全部掘ったんですか。石炭もいっぱい残っている、石炭になりきれなかったもの、物質もたくさん残っているじゃないですか、鉱物の。こういうところで、ほかに例がありますか、ないですかとか、問うてどうするんですか。今からそこに巨大な建物を建てようとし、大規模に基礎をつくらうとしているならば、そこで調査するのが当たり前じゃないですか。これを怠ったのではないんですか、この受注者は。安藤・間と九特興業。これ、怠りがあったのではないんですか。それをあなた方は話をしたかと聞いているわけでしょう、さっきから。調査で。

○建築課長

今回施工者のほうは、私どものほうで設計を上げた仕様に基づきまして工事に着手しております。その中のチェックの中で、仕様書どおり土壌をサンプリングしまして、チェックした結果、その時点では何も問題がなかったところが、今回の起因になっております。

○川上委員

だから、その受注者に7億円の一定部分を負うべき責任はないのかという発想で、あなた方が調査をしたらと思うわけですよ。していないのかと聞いているわけです。建築課長は、飯塚市の発注者の立場じゃない、今、そのせりふは。受注者側の立場の発言じゃない。7億円ですよ。責任を明らかにする調査、これについてはしてないのかと、もう一遍聞きます。

○建築課長

そういった調査は行っておりません。

○川上委員

副市長、重大な答弁ですよ。大盤振る舞いですよ、これ。このゼネコン、受注者に対する。やれませんでした、そうか、そうかと。大半借金で必要な工事を賄おうと。その工事だって、内訳だってはっきりわからないんです。何でこんなことになるのか。数字は出てくるけど。つくるのに1億円、壊すのに5千万円。こんなばかな仕事をしておって、責任を市民の肩に、借金という形で乗せて、そういう議案を押し通して、今度は契約まで出そうとしている。けしからんですよ。それで、フミン酸、認識がないと聞いたけれど、ネットを引いただけで、いっぱい論文が出ているじゃないですか。フミン酸については、こういうふうになれば、期待される強度を確保できるという論文もあるよね。見ていないですか。

○建築課長

いわゆるフミン酸、有機質土に対応した固化剤とかいうものもごございます。今回、そういった材料も、これが発覚した後に試験を行いました。残念ながら高濃度なフミン酸であったために、期待される強度を得ることができませんでした。

○川上委員

北海道とか沖縄の海の中とかは、特別な石があるのかもしれないけれど、やっぱりフミン酸があるわけでしょう。そうしたところでも、先ほど言ったような工夫をすれば、きちんとやれるという論文が幾つも出ているじゃないですか。しかもそこは、その付近全体が泥土だったり、泥炭土だったりするわけですよ。ここは、ぽつりぽつりとあるというくらいの話なんですよ。除去するとか、そこに特殊なものをもっと注入するとか、そういう検討はしましたか。

○建築課長

工法につきましては、今、議員おっしゃっているような、先ほど私も述べましたが、固化剤を変えてみるとか諸々検討いたしました。また工法につきましても、その材料をどうするかというのを検討いたしました。最終的に、今回提案をさせていただいた工法が一番コスト的にも、期間的にも、また品質の確保上も問題ないというところで、今回の変更の提案とさせていただきます。

○川上委員

あなた、7億円という額はという額だと思います。私、昨年の3月で暮らし応援9億円プランと出たでしょう。ごみ袋の問題とか、学童保育の問題とか、保育料の問題とか、学校給食費の問題とか出たでしょう、そういう額ですよ。あなたが今言った3つぐらいの理由によって、ぼんと出せるようなお金ですか。市民の肩に借金を乗せるだけの今、答弁をしましたか。まず調査を打ち切るの、工期の問題を言うよね。市民に早く利用していただきたいからということで、市民を引き合いに出すけれども、工期の問題というのは、借金の期限の問題ではないんですか。借金の関係で、それまでに姿、形を乗せないといけない問題があったわけでしょう。そこで、この問題は国とも協議をしているはずですよ。国のどの機関と、どういう協議をしたか、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

フミン酸が検出され、杭の硬化ができてないという状況が出まして、その後、工期が延びるということが予想できました。それを受けまして、それぞれ財源がどうなるかというところで、国・県のほうにその確認を行ったところでございます。

○川上委員

どういう作業をしましたか。

○健幸・スポーツ課長

まず、適正化事業債につきましては、県を通じまして令和3年度に終わるというところで、もともと想定をいたしておりましたので、それが今回のような状況で期間が延びるということで、そのときにその財源が対象になるかどうかということが1点でございます。それともう一つ、社交金につきましても、当初、同様に3年度に工期が終わるというところで事業計画を行っておりましたので、それが延びた場合の財源の措置、交付税の措置についてどうなるかということの確認でございます。

○川上委員

新型コロナの流行期の中で大変だったろうと思うんですけど、相手はどこですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:34

再 開 13:37

委員会を再開いたします。先ほど江口委員より要求がありました資料につきましては、サイ

ドボックスに掲載しております。なお一部の資料は数量が多いため閲覧となっておりますので、ご了承ください。

○健幸・スポーツ課長

ちょっと一部、先ほどの答弁の修正がございます。申しわけありません。調整につきまして、国のほうは県を通じてという形で行ってございました。まずちょっと整理をさせていただきます。社会資本整備交付金につきましては、県の都市計画課を通じまして、九州地方整備局のほうと協議を行っております。もう一つ、公共施設等の適正管理推進事業債、こちらについて県の市町村支援課のほうと協議を行ったところでございます。

○川上委員

それはいつのことですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:39

再 開 13:55

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

失礼いたしました。社交金につきましては、県の都市計画課のほうに、まず最初11月26日に連絡をさせていただいて、その財源についてどうなるかという確認をさせていただいております。そのあと数度、年明け1月6、7、8日含めて、ずっと協議をさせていただいたところでございます。もう一つ、起債のほうでございますが、市町村支援課のほうに1月19日に、まず最初に連絡をさせていただいて、26日に対応ができるというところの回答をいただいたところでございます。

○川上委員

質問を続ける前に、先ほど質問の中で、私自身の質問がわかりにくかったかもしれないという意味で使った言葉については、言葉足らずであったというふうに改めたいと思いますので、よろしくお願ひします。それで今の健幸・スポーツ課長の答弁で言うと、これはもちろんフミン酸の問題が出てからのことだと思いますけれど、先ほど九州地方整備局の名前が出ましたね。ここから、もともと予定しておった借入金を延ばしてもいいですよ、社交金か、これは。それについては延びても大丈夫ですよという決裁をとって、こちらに連絡があったんですかね。その日は1月19日と言いましたかね。

○健幸・スポーツ課長

起債のほうでございますが、1月19日に連絡をさせていただいて、26日にその対応ができるという回答をいただいたというところでございます。

○川上委員

それは福岡県のほうでしょう。市町村支援課と言ったでしょう。それで交付金のほうは、県の支援課を通じて九州地方整備局の了解を得たということだったでしょう。最初の説明、発信が11月26日ということだったけれど、年を明けて、いつ良となったのか、その日付はちょっと確認できなかったのです。

○健幸・スポーツ課長

ちょっと一つ修正をさせていただきます。社交金につきましては都市計画課でございます。県の都市計画課を通じて、九地整のほうに連絡をとってもらおうということでございます。この分の最初に11月26日に、まずこういう状況が生まれましたというところで、対応としてできるかどうかという最初の一報をしたというところでございます。

○川上委員

それは良ですよという、いいですよという返事があったのではないんですか。その日はいつ

なんですか。年を明けてと聞こえたけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:00

再 開 14:01

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

社交金につきましては、都市計画課のほうに11月26日に連絡をさせていただいて、そこで今回の延長に対する対応ができるということの確認は、この26日でできております。その後、先ほど言いました6、7、8日とかは、そのあといろんな対応についての話させていただいたということでございます。

○川上委員

そうすると、県の都市計画課を通じたり、県の市町村支援課を通じたりした作業のときには、7億円の事業費の増高の話は、それをメインでしたわけですかね。それとも工期が延びますよということだけを話したんですか、どちらですか。

○健幸・スポーツ課長

工期が延びるという相談をさせていただいたところでございます。

○川上委員

そしたらその段階では、例えば11月26日あるいは1月19日の段階では、7億円増高するという、事業費がふえるというのは、相手は知らないわけですね。

○健幸・スポーツ課長

金額については、その時点では知らないということになります

○川上委員

つまり幾らになるかわからないかもしれないけれども、全部、飯塚市民が借金で責任を負いますよというような意思表示は、県あるいは国に対しては伝わっていないわけですね。そうなってくると、あなた方としては安藤・間、それから九特興業に対して賠償請求をしたことがあるのかどうか、お尋ねします。

○市民協働部長

請求はいたしておりません。

○川上委員

契約書で、こういう場合どうなっていますか。

○都市建設部長

契約書の20条に、工事の中止として、第3項に、「発注者は前2項の規定により、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期もしくは請負代金を変更し、または受注者が工事の続行に備え、工事現場を維持もしくは労働者、建設器具等を保持するための費用、その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、もしくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない」とあります。

○川上委員

その前の話をしているわけですよ。もう7億円出たくてしようがないというときに、その20条を出すわけですね。こういうふうには、少なくともあなた方がという点で言えば、想定外と。相手も想定外ですと言ったかどうかわかりませんが、こういう場合は、どちらが被害金額というか、どれぐらいになるかというのは考えないかんでしょう。しかし、その次に待っているのは、その費用分担をどうするかを話し合うようになっているでしょう。契約書とはそういうものですよ。20条を読み上げるということは、受注者との関係で責任分担を最初から問題にしていないということなんですか。どこかで、あなた方は責任分担、金額もよく定まっ

ていないかもしれないけれど、どこかで責任分担を明確にする必要があるんだけど、誰か相談しましたか。そういう分野の専門家か、誰かに。

○市民協働部長

専門家の方への相談はいたしていません。

○川上委員

国から何か言われなかったですか。工期が延びますとか、起債がふえるんですとか言ったときに。借金が7億円もふえますよと言ったときに何か、どうしてあなた方が全部かぶるんですかと、市民の肩に乗せるんですかというふうに言われなかったんですか。

○市民協働部長

県に相談いたしましたのが、先ほど言いましたように社交金については11月26日で、地方債のほうは1月に入ってということですので、その段階では、当然、その増高費が幾らとかいうことは想定できていませんので、あくまでも工期が延びることで、延びたとしてもこの事業の交付金とか起債の事業の対象になりますかというような相談をさせていただいてるわけですので、その段階で、そういう県の方とのやりとりはございません。

○川上委員

そうしたら、あなた方は想定外の出来事が起きたというのに、知識、知見のある専門の方に何ら相談していないと。何も相談をしてない。顧問弁護士に相談したことはないんですか。

○市民協働部長

いたしていません。

○川上委員

それはいけないでしょう。いや、何で聞かないんですか、弁護士に。

○市民協働部長

今回フミン酸が出まして、そのフミン酸とは一体何なのかと、それからフミン酸の調査とか、いろいろしていく段階で、いわゆるこれについては、もう先ほどから何遍も答弁しておりますが、予見できない事態であったと。それは、当然、私どももそうでありましたし、設計事業者、それから施工事業者にとっても同じような状況でございましたので、法的な損害賠償等の責任というのは想定いたしませんでしたので、弁護士にも相談いたしていません。

○川上委員

契約の中身でしょう。契約書の解釈に疑義があったり、想定外が起こったときは、責任分担について話をするというのは契約の中身じゃないですか。そしたら逆に聞きますけれど、安藤・間・九特のほうから、うちが幾ら責任を持ちましょうとかいうふうに言われたことはないんですか。

○都市建設部長

そういうふうな話はあっておりません。

○川上委員

そうしたら、向こうから飯塚市が100%責任を負ってくださいと言ったことがあるんですか。

○都市建設部長

そういうこともあっておりません。

○川上委員

そうしたら片峯市長は誰にも相談せずに、契約書の精神にも反して、相手にも言わないし、相手からも言われずに、7億円ぼんと借金して責任を負うという決断をしたということが残るけれど、片峯市長はどう思いますか。

○市民協働部長

先ほども答弁いたしましたけれども、今回フミン酸が出てきまして、これについては当然、

大学のほうの先生とか、そういうところにも相談をしに行ったり、もちろん設計業者、それから施工業者についても、全国の情報等を仕入れてそれぞれ対応策を検討する中で、予見できるものではなかったという判断に至りましたので、今回そういう法的な措置についてはとらなかったということでございます。

○川上委員

片峯市長の誠心誠意でしょう。今やないですか。市民の肩に7億円ぼんと、子どもたちの未来のためにと言っている市長が、今の市民というか、これから社会人になっていこうとする子どもたちの背に、ぼんと乗せるんですよ。既にもう43億円か44億円ぐらい乗せているから、7億円さらに乗せても大丈夫だというふうにいかないでしょう。だから今言ったようなことなのかと。市長、答弁できないんですか。

○市長

担当部局から説明を受ける中で、もちろん瑕疵責任についても協議をしました。その中で明らかに地質の問題であり、これは設計業者にも施工業者にも瑕疵はないという見解について、私も理解しましたし、これまでの自分の経験の中でも、学校給食施設建築のときにも、やはり建築をしようとしたときに地盤が不安定で、その施工に追加の費用を要しましたし、本庁舎を建築するときも、かたい岩盤層があった。それが追加工事というような案件もありましたが、それらの例を振り返っても、あくまでも業者等に瑕疵のない場合については、発注者がそれを負担するものというように私も理解していましたので、担当部局の申し出が妥当であるというふうに判断をしました。

○川上委員

まず、これが想定外ではないということが一つ。あなた方の勉強不足の人もおったかもしれん。しかし、筑豊炭田で日本有数のゼネコンが仕事をするわけですよ。あなた方が想定外かと聞いていないから答えないだけでしょ。これに安藤・間が想定外でしたというふうに言ったら、もう仕事ないですよ、次は。北海道とか、ここはどうかなという所では。筑豊炭田のような炭田地帯では仕事ないですよ。だから彼らは想定外でしたとは言わないでしょう。あなた方に金を出してもらおうと思うときには言うかもしれない。世界中に言えますか、間が。フミン酸のことわかりませんでしたと、世界中で仕事してきたのに。明らかじゃないですか。だから、このことについて市が受注者とまるで話していない。そして責任だけを市民の肩にぼんと乗せてくる。こういうことにつながる契約ですよ。それで、さっき、ほかでもそういうことがありましたというのを堂々と言われたんだけど、やっぱり恥ずかしいと思わないといけない、飯塚市は。次々に事情が生じては工期を延長する。落札率が92%ぐらいで取っていてもですよ、追加工事が発生して百何十%となるわけでしょう。しかも、そしてこれは想定できませんでしたとかね。それで、この九特興業、過去にどのぐらい変更契約をしてきたか、契約課は答弁してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:16

再 開 14:17

委員会を再開いたします。

○契約課長

九特興業、ちょっと手元に資料がございませんが、九特興業で単独での変更契約というのはないというふうに記憶しております。

○川上委員

国会の答弁みたいなこと言ったら駄目よ。単独とか言ってないでしょうが。鉄建と赤尾と九特でした仕事があるでしょう。それはどうですか。

○契約課長

幸袋小中一貫校建設のときに変更契約がっております。

○川上委員

それはどのぐらいか覚えていますか。どんだけ増高したか、パーセンテージ、金額、理由。

○契約課長

申しわけございません。今、手元に資料を持ち合わせておりません。

○川上委員

そのときS Iだったんでしょう、九特。違いますか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○川上委員

その次は。その次の工事請負変更契約、ないですか。

○契約課長

大変申しわけございません。ちょっと調べをしないと今ここで答弁ができません。

○委員長

川上委員、わからないとの答弁が出ていますので、別の質疑に変えてもらっていいですか。

○川上委員

答えたくないという感じだね。それで、この市庁舎で基礎工事に失敗し、敗北して、市民の肩に借金を背負わして、ここがオープンしたその日が2017年5月8日でしょう。その日に新体育館をつくってくださいよという答申が出たでしょう。その日なんですよ。記念すべき日みたいな感じでしょう。それで、ほかにこれほどの、22%でしょう、これ、増高したような変更契約はあるんですか。それ、片峯市長はほかにもあるよとか言っていましたけれど、何のことですか、それは。どのぐらいの変更だったんですか。今回の7億円、22%の増高の公共事業における位置ですよ。これを確認したいわけ。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:21

再 開 14:26

委員会を再開いたします。

○契約課長

大変申しわけございません。過去の変更契約につきましては、まず手元に資料はございませんので、お答えすることができません。ちなみに庁舎の件につきましては、変更契約を行っておりますが、これについては約3.6%増という変更契約になっております。

○川上委員

片峯市長の先ほどの答弁を、これだけの幹部がおって、エビデンスというか、支えることができないわけですね。記憶にないとか言って。片峯市長そういうことなんですよ。今度の7億円もの、訳もわからない理由によって責任分担も、全然議論していないんだから。専門家にも聞いてないんだから、弁護士にも。そういう変更工事、やり方にしても、金額にしても、前代未聞ですよ、飯塚市政の中で。こういうことが、実は2月の臨時議会でも押し通されたんだけど、それはそれとして、減額することも議会のできるわけだけれど、この契約議案の4つについては、今私が言った事情、それから質問の過程で明らかになったことも、もしかしたらあるかもしれない。今回は一旦取り下げて、4議案、ちょっと冷静になって、市民と対話して、市民との対話を踏まえて考えたらどうですか。あなたが誠心誠意と言うのであれば、まさか業者への誠心誠意ではないでしょうから。市民に対する誠心誠意と言うのであれば、ここは私が今、お話したような態度をとってしかるべきだと思うけれど、市長、答弁を求めます。

○副市長

冒頭から担当部長も申しておりましたように、想定外のフミン酸が出てきたというようなことから、こういう7億円近い増高をさせていただいておりますけれど、1日も早くオープンしたいという思いの中で、市民の方もお待ちいただいておりますので、今回の議案については、取り下げることなく、このまま上程させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○川上委員

現体育館、新体育館はスポーツ施設としての位置づけもあるけれど、大規模災害時の避難所という打ち出しでしょう。今朝未明、ニュージーランドで大地震が起きて、我が国への津波の影響とかも含めて言われるぐらいだったけれど、この環太平洋の火山帯地帯で、こういった地震がいつ起こるかわからない状態でしょう。台風もある、温暖化の問題もある、そしたら、7億円あったら十分に第1体育館の本格的な改修ができるじゃないですか。耐震補強だけでも1億円で済むというでしょう。あなた方が言ったんですよ。大規模改造のAランクであれば、7億円ぐらいではないですか。エレベーターも付けて、エアコンを付けて、新品同様にやったとしても幾らですか。15億円じゃないですか。この選択肢を、フミン酸とかいろいろ言わないで、本当にBプランとして立ち止まって今まだできるときですよ。副市長の考えはわかりました。しかし片峯市長は、2期目の公約で誠心誠意と言って、議会でも誠心誠意と言っているではないですか。ここで答弁しないことが、あなたの誠心誠意ですか。だから、この4議案については撤回して、現体育館の耐震改修の方向に向かったほうがいいのではないですか、どうですか。答弁を求めます。

○市長

今、随分前の旧体育館の改修と、この新体育館建設についてのかつて議論をしたことに遡って、ご意見を述べられました。私は旧体育館に手を入れたとしても、耐用年数が、躯体そのものの耐用年数が延びるわけでもなく、新体育館建設というかじ取りのほうが、地域のスポーツ振興及び市内外におけるスポーツツーリズムの振興に大きく寄与するものと、まず思っています。なお、急がず立ち止まって考えてはというようなご意見も述べられておりますが、今まで議論の中で出てきておりましたとおり、公共施設等最適化推進事業債や、社会資本整備総合交付金等の活用によって、できるだけ市の財政負担を減らしたいということで、急ぎ、今議会に上程させていただいたものでありますので、何とぞ、意をお汲み取りいただきたいと思います。おる次第でございます。

○川上委員

想定外であれば、市が全部負担するという原則を、今つくろうとしていますけれど、そういうことでいいんですか。想定外と自分たちが思えば、市の顧問弁護士にも相談しない、誰にも相談しない。市長の一存で、全額自分が責任を負いますと言う。飯塚市の契約ルールにも違反したことだと思うけど、そういう原則ということになるんですか、今後。

○市長

毎回、弁護士にも相談しないというわけではありません。私どもとして議論する中で、これはというような、これは受注者、発注者どちらの瑕疵責任分担となるのだろうかというようなときには、複数回、弁護士のほうにも相談をさせていただいたりもしておりますが、今回のフミン酸は、全国でもなかなか、地質上前例がないことであります。そして明らかに、本当にそれでは凝固しないのかというようなことについても、もう9月時点で担当部局のほうに確認しまして、きちんとした客観的検証もいたしました。その上でやっぱり凝固できない。先ほど質問者もおっしゃいました、ここは避難所にもなりますので、基礎工事が不安定な状況の中で、体育館はもちろん、避難所としての運用も安心安全を担保できないということで、きちんとならなければならない工事であるという前提にまず立ちました。その上で、これは受注者にとって

も予見できないものであるというように思いましたので、その責任をとるということは、これ市民か、事業者かという論点で今述べられてありますが、明らかに事業者に責任がないのを、責任を無理に押しつけるというのも誠心誠意ではないと思ひまして、今回、わからない事案については、発注者の責任において対応するという原則に基づいて、判断をしたところでございます。

○川上委員

片峯市長らしいレトリックを使われたけれど、いつも私たちが顧問弁護士に相談しないわけではないというふうに言われました。そういうふうには私は言ったことはないですよ。今度の過去に例を見ないような金額、増高幅、それから行政の手のやり方、明らかに私としては、契約のルールから言って、金額を決める後になるかもしれないけれど、その費用負担はどうするんですかというのを、当然ながら議論すべきだと思うのに、今回それをしないということになれば、飯塚市が想定外ということであれば、自分が決めれば、全部市民の肩に借金を乗せるということになってしまわないかということをやったわけですよ。間もなく3. 11が来るけれど、この東京電力のセリフが最初、想定外でした、国も想定外でしたと。今、想定外ではなかったよねということもう明らかになっているでしょう。フミン酸の問題でも全国に例がないとか、例があるとかではないんですよ。知見があったかという問題なんです、この大手ゼネコングループが。グループじゃない、もう一つの会社だ。そこを問うているんですよ。だから想定外であれば、何でも飯塚市民の背中に借金を背負わせるからおいでというように、飯塚市に関わる受注者がこれまで、またさらにこれからも、そういう教訓を得てしまえば、これから行われる飯塚市の基礎工事、地面の中だから、想定外がいっぱい起こりますよ。次々に飯塚市が引き受ける。多分、片峯市長の間は引き受けてくれるだろうということになりますよ。そしたら、うちのS I級と結びついた全国のゼネコン、飛びついてきますよ。こうなったら大変ではないかということも言っているわけですよ。

○委員長

川上委員、質疑のほうをお願いします。

○川上委員

だからもう一度、撤回してもらいたいと思うけど、どうですか。

○市長

質問者のすごいシミュレーションだなと思ひました。ただやっぱり現実問題として、御承知のとおり、この地域は旧産炭地域でございます。石炭の恩恵もいただいて、発展を見たということも史実であります。しかしながら、裏を返せば、至るところに不安定な地層や炭鉱の後の坑道等も存在してしまうような場所でもあります。そういうところで工事をするとき、責任を全部事業者、逆に押しつけるような飯塚市であれば、どこの事業者からもそっぽを向かれるようなことにも、逆説的にはなるのではないかと思ひますので、今後とも、どこに瑕疵責任があるのか、しっかりと考えながら対応をしていきたいと思ひますし、そうすべきだと思ひしております。それから、市民にとって不誠実ではないかというご指摘もありましたが、これは資料要求がありました中に、新たに追加した部分で、当初これぐらいかかるだろうというところをできるだけ負担を減らそうとして、いろんな案を担当のほうも出してきて、現在のように、場所も移動させることによって経費を削減しよう。今あるところを抜いて新たにしようがいいのか、今あるところに投入しようがいいのか、どちらが安いのかと。そして、凝固の問題ともあわせて、これまで論議する中で、できるだけ経費も抑える努力はしてきたということもご理解いただきたいと思ひます。

○川上委員

私はそう聞いていないんですよ。負担を全部事業者にさせるべきではないかとか、3分の1ならいいとか、そういうことは聞いていないでしょう。まず申し上げておきたいんですけど、

そして今、今後については瑕疵責任については考えるというふうに言われたんだけど、今後ではないでしょう。というのが市民の感覚ではないですか。今のこの議案のことでしょう。事業費は、利息含めた支払い総額は幾らになりますか。

○健幸・スポーツ課長

今の事業費でございますが53億8千万円、これに利息分でございますが1億3900万円を足したところで、55億1900万円程度になります。

○川上委員

あなた方が、経済・体育施設に関する調査特別委員会に提出した資料がありますね。新体育館建設だと幾らかかりますよと。もうはるかにオーバーしているんだけど。6つの施設を大規模改修すると幾らかかるとなっていますかね。

○健幸・スポーツ課長

平成30年6月に経済・体育施設に関する調査特別委員会の資料でお示しさせていただいた6施設の大規模改修の費用といたしましては、総事業費として38億5600万円となっております。

○川上委員

先ほど言った55億2千万円と38億円とどっちが大きいですか。

○健幸・スポーツ課長

今、新体育館建設の事業費のほうが大きくなっております。

○川上委員

では、ちょっと質問はここで休憩します。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

資料提出ありがとうございます。すみません、資料が出ているもの、出ていないものがありますので、提出していただきました資料について、概略をご説明いただけますか。

○建築課長

要求がございました資料といたしまして、まず工程表ですが、工程表は契約時の工程表を添付しております。変更後に関してはまだ未完でございます。また、当初の土壌調査というところで、ボーリングのコアの調査の写真とエンパソル調査の資料を添付しております。また麻生セメントでの調査ということで、これにつきましては室内配合試験を、固化剤をいろいろ変えての試験の結果のものを添付しております。あとは、テストピースに関しましては、これは硬化していないところの部分につきましては、テストピース自体が取れませんので、こちらのほうの結果はございません。フミン酸が1%以上あれば、コンクリート生成に障害がある報告書としては、文献のほうを添付させていただいております。それとあと、工法の選択のものを、3工法比較したものを添付させていただいております。

○江口委員

一旦、工事が中止になった報告があった委員会がありましたよね。そのときにも言っていたんだけど、きちんと資料を出していただかないとわからないというお話をさせていただきました。今回追加で、このように資料が出てきてわかった部分があるんですが、こういったものに関しては、当初から説明資料として出すべきであると思っております。その点については、今後きちんとやっていただきたいと思います。出していただいた資料の中で、幾つかちょっとわからない点がありますので、お聞かせください。実際の調査結果、実際の地盤というか、フミン酸が出ているというやつがありますよね。太平洋コンサルタントさんからの資料、分析結果、それと環境衛生科学研究所からの資料。そして、あともう一つは、応用地質株式会社さんからの資料が出ております。あとこれと、フミン酸調査図というやつを合わせると、どこから

どういった分が出できたというのがわかる形になっているんですけど、太平洋コンサルタントと、それと応用地質さん、この2者からの分は同じ場所からの資料についての分析であると思いますが、まずそれで間違いないですかね。

○建築課長

同じ場所になっております。

○江口委員

さきの総務委員会でもちょっと出ているんだけど、これどういうことなんだろうなというのがわからない点があるので、改めてお聞かせいただきたいのですが、応用地質株式会社さんからの資料がございまして。これでフミン酸含有量とか、有機炭素含有量、強熱減量というやつがそれぞれ出ているんだけど、単位はパーセントなんです。これ2段目のNO. 1のFL-4.0メートル、石炭という資料を見ると、フミン酸については100なんです。100%というのは、どういうことなんだろうなあとと思うのが1点と、例えばこの同じNO. 1のFL-4.0メートルで見ると、有機炭素含有量も64.2%、フミン酸含有量が100%、強熱減量は94.0%、横を足すと100どころか200を超えてしまうんですね。だから、これちょっとどういうことなのかなあとと思いながら、お聞かせいただけますか。

○都市建設部次長

まず、お尋ねのフミン酸100%につきましてでございます。こちらにつきましては、高濃度ということには違いないんですけども、フミン酸の試験過程でございますが、フミン酸と同時にケイ酸等も同時に検出されます。その関係で100%、要するに純粋なフミン酸ですと100ではないとは思われます。ただケイ酸とかそういったものも含まれますので、この場合に測定値としては100%を示しているということでございます。あと有機炭素含有量、それとフミン酸、強熱減量、これが足して100を超えているというふうなことににつきましてですけども、それぞれ資料のほうが、それぞれ同時にやるもので、内輪の数字ではございません。有機炭素含有量につきましては、その資料に含まれます炭素、元素の炭素ですけども、その濃度を測定したものでございます。そしてフミン酸はフミン酸を測定したもので、中にはケイ酸等も含まれますけれども。それで強熱減量と言いますのは、高温で資料を熱した場合に燃える量になりますので、もちろん有機物も含めて燃えるもの全ての割合というふうになります。ですので、これら3つの数値は内輪の数字ではなくて、それぞれの測定項目に応じたものに着目しまして測定した結果というふうに考えていただければと思います。

○江口委員

この応用地質の調査結果では、NO. 1のFL-4.0メートルでは、例えば1キロあるとすると、フミン酸は何グラムあると思ったらいいんでしょう。1キロというわけではないと思うんだけど。どういうことですか。

○都市建設部次長

こちら、フミン酸の100%の表示につきましては、試験資料の全量がフミン酸というふうな表現的には、数字上の意味合い的にはなってまいります。1キロあれば1キロのフミン酸が存在するという形になります。

○江口委員

それで合うんですかね。でも、そうすると、1キロの資料の中に、1キロのフミン酸があるわけでしょう。そうするとそれ以外は何もないはずですよ。そのフミン酸が、そのフミン酸のうちの94%が燃えるよという、強熱減量のほうはわかるんだけど、フミン酸自体は炭素を含むことはあり得るということですか。ということですね。それが64.2%ということですか。

○都市建設部次長

フミン酸自体はもちろん炭素を含んだ形、酸素、窒素、硫黄、水素等を含めてですね、そう

いった化合物で構成されておりますので、その中に含まれる炭素の量が64.2%というふうな形でございます。

○江口委員

どうもいま一つわかってないんですけど。ごめんなさい、太平洋コンサルタントさんからの資料を見ると、同じ場所からとった資料で、こちらは単位がmass%、これ調べると、質量の割合だということなので、これは単位は重さの単位ということですよ。フミン酸が62.8%ということは、それはそのまま、これが重さで換算できるということだと思んですけど、こちらのほうは、おおよそ足すと100に近い数字に、横を足すと100に近い数になって、こんな感じなのかなと思ったりはしないではないんですけど。片一方で、同じ場所をやったんだけど、ここではフミン酸は62.8%なんです。片一方で、応用地質さんの調査では、同じ場所なんだけど100%なんです。このように違いは出てくるものなのではないでしょうか。

○都市建設部次長

測定につきまして、そういうふうな同じ場所で同じ結果になるのではないかというふうな考え方については、見た目的にはそういうふうな形になるかと思えます。ただし、今回の用いました資料が量的には何キロとかいう形で取っておるんですけども、実際に試験に供します資料の量というのは、数十グラムでございます。そういうふうな形でございますので、同じ場所からとったものであっても、部分的に濃淡があるというわけではないかもしれませんが、そういうふうな濃い、薄い、風化、あるいは腐食の進み具合の違い、そういうふうなことでばらつきある。もう一つは精度的に、試験の精度になりますが、ある程度の誤差は含むというふうなことも聞いております。ちょっと的を射た答弁じゃないかもしれませんが、そういうふうな違いで数字、傾向としては場所によって、段々真ん中のほうが一番多くて、一番上の資料が高くて、一番低いのが下というふうな傾向については同じような傾向を示しているかと思えます。

○江口委員

あと、エンパソル調査の資料を出していただいているんですが、ここの評価の部分が書いてあるんだけど、ちょっとここのエンパソル調査の結果の集計表、こちらについてどうやって見たらいいのかわちょっと教えていただけますか。

○建築課長

こちらのほうの評価で、二重丸と丸と不可という形で、評価が3段階に大きく分かれてあります。その中で備考欄のほうに、例えば、杭の天端が0.4メートルほど不良、これは40センチほど硬化してないよというような記載になっております。二重丸は、もう健全だということなんですが、丸につきましては部分的に不良区間が見られたりしているところがあると。杭天端の高さが不足というのは、これは恐らく硬化した自体で、全体的に下がったりとかということで、ここについては検討した上で、再利用が可能だというような表記になっております。

○江口委員

この丸のところに関しては、高さ不足という。要は、杭をやりましたと。この調査をやるときには下がってしまっていたんだけど、実際の施工段階で調整できるから使えるよというふうな形で、これは健全杭というふうなカウントになったという理解でいいですか。今のような考え方でいいのか、どうか。

○建築課長

全てがそういう形で下がり部分というのがありますが、中身等、それにつきましては、大学の先生のほうと、あと地質のコンサルさんのほうと、設計事務所のほうで検討しまして、使えるものは使っていくというふうな見解になっております。

○江口委員

見ると、例えば上から6個目ぐらいに関しては、高さが0.1メートル以上不足とあって、これはバツになっているというところを考えると、10センチメートル超えると、もうやっぱ

駄目なだけで、そうじゃないところだったら使えるのかなという判断をされたのかなと思います。ただ、この調査に関しては、全数調査ではなかったですね。147本の調査をされたわけでしょう。

○建築課長

今回、エンパソル調査の部分でございますが、こちらは87カ所調査を行っております。フミン酸の調査図のどちらかと言いますと、何と言うんでしょうか、こちらの真ん中のほうをメインに調査を行った結果でございます。

○江口委員

エンパソル調査で87本で、中でも147本調査をしているというのがあったかと思うんですけど、全数調査、とりあえずやってないですね。その理由をたしか言われたかと思うんですけど、もう一度その辺りをお聞かせいただけますか。

○建築課長

フミン酸の全数調査を行ってないことに関しましては、フミン酸自体が、石炭層を中心に盛土層におきましても確認されております。そのため、施工済みの杭を硬化不良になっているものに関しましては、石炭層部分、いわゆる建物のテニスコート側寄りの、右の上部が最もではございますが、ほぼ全数が硬化不良ということで、盛土層においても、今回調査を行った中では、やはり半数以上が硬化不良を起こしていることが出ております。そのため、建物をまずは移動をさせるかどうかというのを、今回、資料のほうで添付させていただいております工法の比較検討を行いまして、その中で移動させて健全杭を調査して、使用可能な健全杭の調査をしまして、それで施工を行うことが、コスト的にも、期間的にも、品質的にも、結果的にそちらの工法のほうが望ましいということから、今回は全数調査は行っておりません。

○江口委員

最後の比較表については、ちょっと後で見たいんですけど、フミン酸が、今回の固まらなかった原因であるという部分を示すのは、どの資料のどの辺りにあるのか、お聞かせいただけますか。

○建築課長

今回、文献のほうでつけさせていただいておりますが、この中の文献の45ページの下段のほうですが、フミン酸関係に関しまして「普通セメントや高炉セメントを使用した場合、土中の腐植物含有量がおおむね1.0%を超えると改良効果が大幅に低下する。」ということで、そういった記載もございますし、今回、フミン酸の調査を行ったところは、やはりフミン酸としての高い含有が見られておりますので、そういった判断のもと、それに対応した工法で、今回は施工を行っております。

○江口委員

フミン酸が出ているのは、こうやって試験結果を見ると分かるんですけど、それ以外の原因というのは、想定されていないわけですね。そこに何らかの判断する材料、ここについてはフミン酸が原因なんだと。例えば別の何かというのではなく、これなんだというのがあったりしますか。

○建築課長

当初、この硬化不良杭が現場で発生したという報告を受けた後に、現場のほうと、また設計事務所、また我々のほうも、その原因究明を行ってまいりました。その中で、私どもも現地へ赴きまして状況を確認してまいりましたが、まず施工的なところに不備がなかったのかとか、そういったところも、機械が何か動作不良を起こしてないかとかいうものにつきましても、キャブレーションということを実施いたしまして、機械に不具合がないか等の確認も行っております。また、そういった施工記録のほうも現場のほうからも報告を受けております。その中で配合の試験等を行った中で、やはりこれがなぜか、どうしても固まらないというところから、

今回調査をした中で、この有機物であるフミン酸が浮上しまして、やはりこれが今回の固まらなかった原因であるというところの見解に至っております。

○江口委員

酸があるので固まらなかったということなのかな。あと、ここの室内配合試験結果一覧では出てないんだけど、資料のほうで現物で出しているのに関しては、硬化が、固まる部分が、だんだん日がたつにつれて、本当だったら固くなっていくんだけど、逆に落ちてるといことで、原因は酸であるということと判断をしたということによろしいですか。

○建築課長

委員おっしゃるとおりでございます。

○江口委員

あわせて、幾つかの種類地盤改良材をやったんだけど、それでもやはり駄目だったということによろしいんですか。

○建築課長

そのとおりでございます。いわゆる、一般の固化剤ではなくて、高有機物用の固化材等も使用しましたし、セメントの配合量もふやしてまいりましたが、残念ながら、求めております設計強度には至っておりません。

○江口委員

酸だけが問題であれば、こういった形の設計変更になるのかなと思ったりするんですけど、それ以外にもし問題があったとしても、今回の設計変更で十分クリアになるということなんでしょうか、どうなんでしょうか。その辺り、そこに関しての懸念というのはないと思ってよろしいんですか。

○建築課長

今回の変更といたしましては、まずはその原因であるものが土中にあるというところから、まずそれを取り除くというところのものがございます。そして、材料をかえてのものでの対策ということになりますので、それ以外というところは、今のところは、今回の変更の中では、これで対応できるというふうと考えております。

○江口委員

基本、杭を打ったんだけど固まらなかったよと。たしかある程度、そこら辺をずっと埋めた杭も外すし、そこら辺の土壌を一旦外して、土を持ってきて埋め戻しをして、それからやるということでしょう。問題は、あとはその深さが十分かどうかということになるかと思うんですけど、そこについては、今回の計画で十分対応できるというふうなことでしょうか。その辺り、何でそれで十分なのかもあわせてちょっとお聞かせいただければと思います。

○建築課長

今回、CD工法と言いまして、ケーシングを使いまして、上から土をとってまいります、その中でまず取った土で支持層の確認というのを行ってまいります。それで支持層の確認をした上で、そこにコンクリートの充填を行いますし、コンクリートを一旦ちょっと対象外のところにつきましてはまさ土というか、土を入れて、そして部分的には、そこをまた改めてそういう同様の工法で再施工を行ってまいりますので、施工の際につきましては、支持層の確認をしながら、当然、工事を進めてまいりますので、そういったことはないというふうに思っております。

○江口委員

地盤想定断面図を出していただいていますよね。色のついてるやつ。これで言う石炭層、そして炭質泥岩層まで取ってしまって、支持層が泥岩のところになるというふうな形なのですか。これで言うと、どのあたりまで今の何か、何とかでとってというやつは——。

○建築課長

支持層としましては、ちょっと場所的に断面がほかにも、ちょっと断面の中ですが、そこで想定しておる深さがございます。既存の改良体につきましては全て取ってしまって、そこまですべてコンクリートに置き換える工法をとってまいります。ちょっと一概に、支持層のものが深さに関しましては、支持層が隆起しておりますので、深さが4メートルのところもあれば、例えば杭を使う場合のところでは、4メートルのところがあれば、10メートルのところもあったり、そこそこの地盤の状況に応じた対応をしながら、施工を行ってまいります。

○江口委員

ごめんなさい。多分、断面はそれぞれ変わっていくと思うんだけど、ここの色分けで言うと、上のほうから、盛土、最初の薄い緑のところ、泥岩のところがありますよね。それからその下に石炭等炭質泥岩があるんだけど、この石炭の層と炭質泥岩の層に関しては、そういったフミン酸が入っているということはあると。ですので、基本この、その次の泥岩の層のところまで、そこにぶつかるところまでやるという理解でいいですか。

○都市建設部次長

今、見ていただいております土質柱状図の図がございます。その中で、今委員のほうがおっしゃられております泥炭層が灰色の部分であります。その下に、泥岩という表示で緑色の部分があります。緑色の部分でも上のほうは、若干弱い層になっておりまして、それからN値50以上とか、一部に反力が得られる部分というのが、場所によって変わりますので、今回の工法は内部掘削して、そのかたさを確認した上でコンクリートを充填するので、十分な支持ができるように、確実にできるというふうな工法を採用させていただいております。

○江口委員

N値でかたさも確認するんだけど、片一方でフミンという、酸が怖いということですよ。その石炭層だったり、この炭質泥岩層に関しては取ってしまって、そうした泥岩の中で、N値がきちんと出るところまでやるということですね。いいですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第46号 変更契約の締結（飯塚市新体育館建設工事）」、「議案第47号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設（電気設備工事）」、「議案第48号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設（給排水衛生設備）工事）」、及び「議案第49号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設（空調設備）工事）」に反対し、討論を行います。

新体育館建設基礎工事における不具合を理由にした、今回4契約議案に関わる財政出動、約7億円によって、整備のための総事業費は53億8千万円に膨れ上がり、財源の大半である借金の利息を含めると、それは55億2千万円という形で市民の肩にのしかかるわけでありまして。市民は新たに、今回の変更契約議案4件によって、新たに7億円を借金して、安藤・間及び九特興業に追加のお金を払わされることとなります。この経過については、市が調査を途中で打ち切り、新しい工法をどうするかについて、あるいは、その費用負担について、何ら相手方とも協議もせず、また知見のある専門家とも協議もせず、市の内部の判断だけで決めております。また、その金額の大きさは、新型コロナ対策のために、市がこの間、独自に財政出動した12億8千万円から、学校の教室で使うタブレット整備費、6億円を引いた額、つまり6億8千万円とほぼ同額であります。このほぼ1年にわたる新型コロナ危機から、市民の命と健康、また暮らしを守るための予算が不足すると言っていた中で、私は財政調整基金や減債基金が過去最高水準で推移していること、また、どうしても不足する場合は、借入れをしてでも、今、

市民のために市が仕事をしなければならないという、そういう提案もしてまいりましたけれども、事もあろうに、今、申し上げたような、指摘したような流れの中で、この1年間の新型コロナ対策のための市の財政出動とほぼ同額のものを、このような形で出すという片峯市政のひどさというのを痛感せざるを得ないわけであります。6つある体育施設の大規模改修にかかる費用は、飯塚市の試算によれば、38億5600万円です。そのうちの一つ、現体育館について言えば、1億円、2億円程度で耐震改修、補強はできるし、仮に7億円ということであっても、立派に大規模改修ができるわけです。片峯市長が、県知事の命令にすぐには従わずに、やがて壊す現体育館の耐震診断をするのにお金をかけなければならないかと、職員に命じて問い合わせに行かせたころから5年たつわけですが、この間、耐震補強もせずに、現体育館は放置されているわけであります。一方で、新体育館については、新たにお金を投入していくという、ここには、まず先に、新体育館ありきという飯塚市の歴代の市長の運営によるやり方が横たわっているわけであります。前市長時代の体育館検討委員会は、6回行われております。1回は、現地調査ということで、県立体育館を見に行っているんですね。イメージは、そういうイメージなんです。1回目は、顔合わせです。2回目のときに委員から、飯塚市の考え方はどうかと問われて、事務局で行っていた市の幹部が、新築移転建て替えだと発言し、その理由まで明確に述べている。そして、次の第3回の検討会議では、もう中間報告案が示される。その市の意向のとおりになっているわけです。私が会議録の字数で計算すれば、その市の幹部が、市の意向は新築移転建て替えですと言うまで73分ぐらいですね。字数で比例計算すると、初めに新体育館ありきということがあり、そして飯塚市の新庁舎がスタートした2017年5月8日、その日に最終答申が片峯市長に提出されるに至るわけです。それから様々な問題が起きましたよね。立地の不適切さ、それは用途変更で切り替えていく。財源をどうするか。またスポーツ愛好家、団体からも、8割と言うけれども、例えば柔道などは床面積ゼロですもんね。8割ではないんですよ。バスケットをやるコートに、柔道をやるときに、重い畳を自分で持ち込まないといけない。運び込まないといけない。競技をした後は、自分で片づけないといけない。畳ですよ。こういうような、あるいは弓道、相当な矛盾がありましたよね。これも力でねじ伏せるかのようにやって、そして極めつけが今回のもしかしたらと、多くの関係者が心配していた基礎工事における不具合ですよ。ここに至って、立ちどまろうという提案、指摘を繰り返してきましたけれど、本日なおかつやって、2期目を迎えた片峯市長が、新型コロナ危機との闘いの中で、どれだけの財政出動が今後必要かもわかりきっているのに、相手と責任負担の話もさせないで、まあ、喜んでと言うべきかどうかわかりませんが、相手に責任も問わない形で、予算はつくる。予算を計上する。そして、契約議案を押し通そうとする。この異常さの中に、市政をゆがめる力がなかったのかと、誰でも考えることだと思います。私はこの際、片峯市長には、この間の出来事について、徹底究明を要求したい。想定外というのは、誰が言い始めて、水戸黄門の印籠のように、まかり通っていることについて調べてもらいたい。場合によっては、内部調査機関をつくるということもあるでしょう。だから、この議案については、撤回し、そして現体育館の耐震補強を含む大規模改修をBプランとして、もう真面目に検討するということがなければならぬと思う。また想定外の出来事は起きないんですか。もう落札率が100%を大幅に超えていますからね。まさかとは思いますが、想定外だから市民が借金を抱えて、請負業者に金を渡さないといけないというような仕組みは、もうやめてもらいたいと思います。反対討論です。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○江口委員

本4議案に対して賛成ではありますが、一言申し上げます。今回の議案提出に当たり、資料が適切に提出されなかったことについては、しっかりと反省を求めたいと思います。あともう

一点、もともとこの体育館の新設については、私自身は現体育館を改修して使うべきだという点を申し述べておりました。またあわせて、この場所自体、鯉田のこの場所自体が工業団地のすぐそばですよ。工業団地の造成に当たって、あそこでも追加工事が発生したことを皆さん方は覚えておられると思うんです。そうであれば、なおさらのこと着手する前に十分な地盤調査をすべきであったと思っています。それについては、しっかりと反省をしていただきたい。そのことを申し述べまして、私の討論といたします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第46号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設工事）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。「議案第47号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設（電気設備）工事）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。「議案第48号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設（給排水衛生設備）工事）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。「議案第49号 変更契約の締結（飯塚市新体育館等建設（空調設備）工事）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これもちまして協働環境委員会を閉会いたします。